

大谷石文化サポーター制度実施規約

(目的)

第1条

- 1 大谷石文化サポーター（以下「サポーター」という。）は、日本遺産「大谷石文化」を守り、伝え、活かす活動を中心とした、宇都宮市大谷石文化推進協議会（以下「協議会」という。）の日本遺産魅力発信事業に賛同し、活動を支援する者とし、「大谷石文化」を地域内外に積極的に発信していくことにより将来に向けての保存・継承に寄与することを目的とする。
- 2 協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 宇都宮市の日本遺産の情報発信、人材育成に関すること
 - (2) 宇都宮市の日本遺産の普及啓発に関すること
 - (3) 宇都宮市の日本遺産の調査研究に関すること
 - (4) 宇都宮市の日本遺産の公開活用のための整備に関すること
 - (5) 『日本遺産を通じた地域活性化計画』の評価に関すること
 - (6) その他、協議会の目的を達するために必要なこと

(定義)

第2条

サポーターは、前条第1項の目的に賛同する個人、法人、団体（以下「法人等」という。）とする。

(サポーターの内容・特典)

第3条

- 1 サポーターは、次の各号に該当するものとし、以下の特典を受けるものとする。
 - (1) **PR** サポーター（年会費 無料）
日本遺産「大谷石文化」を **PR** する法人等
 - ・ **PR** 商品等への日本遺産ロゴマーク及び大谷石文化ロゴマークの使用
 - ・ 文化庁日本遺産ポータルサイトへの **PR** 商品情報の掲載
 - (2) 協賛サポーター（年会費 個人：3,000円、法人及び団体：5,000円）
協議会が実施する日本遺産魅力発信事業に協賛する法人等
 - ・ 広報物等への日本遺産ロゴマーク及び大谷石文化ロゴマークの使用
 - ・ 協議会各種イベントへの参加
 - ・ 協議会オリジナルの **PR** グッズ・**PR** ツール
 - ・ 協議会ホームページでのバナー広告掲出（個人は事業主に限る。）
- 2 日本遺産ロゴマーク及び大谷石文化ロゴマークの使用に当たっては、文化庁作成の「日本遺産ロゴマーク使用マニュアル」及び「日本遺産ロゴマーク使用の手引き」並びに協

議会作成の「日本遺産地下迷宮の秘密を探る旅～大谷石文化が息づくまち宇都宮～ロゴマーク使用手引き」を遵守するものとする。なお、PR サポーターが販売する商品に日本遺産ロゴマークを使用する場合は、協議会が文化庁等へ申請手続きを行う。

(事務局)

第4条

サポーターの事務局は、宇都宮市大谷石文化推進協議会事務局（宇都宮市教育委員会事務局文化課内、以下「事務局」という。）に置く。

(登録の手続き)

第5条

- 1 サポーターへの登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、大谷石文化サポーター登録申請書（様式第1号）を協議会会長へ提出するものとする。なお、様式は、郵送又は電子メールにて提出するものとする。

【提出先】

宇都宮市大谷石文化推進協議会事務局

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局文化課内

E-mail : u4607@city.utsunomiya.tochigi.jp

- 2 協議会会長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認められるときは、申請者をサポーターとして登録する。この場合において、協議会会長は、当該申請者に対して、大谷石文化サポーター登録証（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 事務局は、協賛サポーターにおける年会費の入金方法について、第1項に規定する申請書の提出があった後、速やかに申請者へ通知する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する法人等からの申請は受け付けないものとする。
 - (1) 政治団体又は宗教団体であること。
 - (2) 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

(期間)

第6条

- 1 前条第1項の規定による登録をしたサポーターの期間は、サポーターの登録手続きが

完了した日（年会費の入金日）から起算して1年間とする。

- 2 期間満了日の1か月前までに、サポーターから協議会に対し、大谷石文化サポーター辞退届（様式第3号）を提出した場合を除き、さらにサポーター期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以降も同様とする。

（サポーター登録内容の変更、辞退、資格の取消し）

第7条

- 1 サポーターの登録内容に変更が生じた場合は、大谷石文化サポーター登録変更届出書（様式第3号）によりその内容を遅延なく協議会会長に届け出るものとする。
- 2 サポーターが登録の取消しをしようとする場合は、大谷石文化サポーター辞退届（様式第4号）により協議会会長に届け出るものとする。
- 3 協議会会長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときには、事前に予告することなく、サポーター資格の取消しを行うことができるものとする。
 - (1) サポーターの名誉を毀損又は目的に反する行為をしたとき
 - (2) その他除名すべき正当な事由があるとき

（是正の要求）

第8条

協議会会長は、サポーター又はその関係者が、次のいずれかに該当すると認める場合、当該サポーターに対し是正を求めることがある。

- (1) 本規約に違反している、又はその疑いがある場合
- (2) その他、本制度の趣旨に反する行為を行った、又はその疑いがある場合

（免責事項）

第9条

- 1 協議会は、サポーターの活動に起因又は関連して当該サポーター又は第三者（他のサポーターを含む。）に生じた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 2 協議会は、第8条及び第9条によりサポーター等に発生した損害について、一切の責任を負わないものとする。

（個人情報の取扱い）

第10条

取得した個人情報は第1条に規定する目的に利用することとし、法令等による場合を除いて、あらかじめ利用者の同意を得ないで、第三者に提供しないものとする。

（規約の改正等）

第11条

- 1 協議会は、必要に応じて本規約の改正を行い、サポーターに報告する。
- 2 本規約の改正によりサポーターに不利益が生じた場合も、協議会はその責任を負うものではない。

附 則

この規約は、令和5年3月20日から施行する。